

生徒心得

1 服装

(1) 学校の指定する次のア又はイの制服を着用すること。

ア チュニック、ワイシャツ、ズボン

イ ジャケット、セーラー、リボン、キュロット又はズボン

(2) ワイシャツは白色無地とする。

(3) はき物は革靴又は運動靴とし、上ばき・下ばきの区別をつけ、上ばきは定められたものを使用すること。

2 礼儀

社会生活においてお互いの人格を尊重するまごころのあらわれは礼儀である。

(1) 教師や年長者に対しては言葉遣いを慎み、無作法にならないよう心掛けること。

(2) 校友相互間においては理解と親しみをもって互いに挨拶をかわすこと。

(3) 来客は気持ち良く迎え、会釈をして礼を失わないようにすること。

(4) 頭髪は学生としてふさわしい型とすること。

3 校内

(1) 一般

学校は職員生徒からなる1つの社会である。したがって一人一人が責任と自覚をもって行動しよう。

ア 生徒手帳は常に携帯すること。

イ 校内の清潔整頓につねに気をつけ、自ら進んでこれにあたること。

ウ 火災、盗難、危険、その他の災害を引き起こさないよう十分注意し発見した場合はすぐに連絡すること。

エ 公共物は大切に取り扱い、教師の許可を得て使用し、終わったならば定められた場所に整頓すること。

オ 職員室、職員控室、実験室、特別室及び事務室には許可なく出入しないこと。

カ 校具、校有物を破損したり紛失したときは、すぐに係の教師に申し出ること。破損、紛失した場合、情状により全部又は一部を弁償させることがある。

(2) 教室

教室は学問研修と人格向上の場所である。自分の教室として大切にしよう。

ア 始業前には登校し、遅刻又は早退する場合、必ず教師に届け出ること。

イ 始業のベルが鳴ったらすぐ席に着き、教科書・ノート・筆記用具などを用意して、静かに教師の来室を待つこと。

ウ 授業中は私語を慎み、教師の指示に従い、真剣に学習に励むこと。

(3) 出欠席

ア 欠席、遅刻、早退、欠課の場合はあらかじめホームルーム担任に届け出ること。

イ 感染症にかかった場合は学校に連絡すること。ただし、この間の日数は欠席日数には入らない。

ウ 忌引は下の日数を標準として認める。

父母7日、祖父母兄弟姉妹3日、伯叔父母及び曾祖父母1日。

(4) 職員室

- ア 職員室に入るときは服装を整え、礼儀正しく入室すること。
- イ 教師が皆不在のときは出入りしないこと。
- ウ 職員会議及び考査の期間中（含む1週間前）は職員室への出入りは許可をうけること。

(5) 掲示

- ア 掲示しようとするときは、内容、責任者氏名、期間場所を係教師に申し出て許可を得、期間終了後はただちに取り払うこと。

4 校外

本校生徒としての誇りをもって社会の一員たるふさわしい態度をとり、公德心を発揮しよう。

- (1) 生徒としてふさわしくない娯楽場、パチンコ店、盛り場、不健全な場所等への立入りはしないこと。
- (2) 無断外出、無断外泊等はしないこと。
- (3) アルバイトの場合は担任教師に連絡し、所定の用紙により届出をすること。

5 賞罰

- (1) 善行又は学業、実習、部活動等の特別活動等において、特に他の生徒の模範となった場合にはそのつど表彰する。
- (2) 次の諸行為は嚴重に慎むこと。これに違反した場合には学校内規により指導を受ける。
飲酒、喫煙、脅迫、集団威圧、金品強要、窃盗、薬物等の乱用、カンニング、交通違反、その他の不良行為。
(参考) 学校教育法施行規則第26条には懲戒について定められている。

6 合宿練習

- (1) 責任者より担当教師を通じて合宿計画書をつけ、合宿許可願を提出して学校長の許可をうけること。
- (2) 合宿参加者は保護者等の承諾書を担当教師に提出すること。

交通安全規定

1 運転免許の取得

- (1) 運転免許の取得は道路交通法に準じ、保護者等の監督、責任の下で行うこと。
- (2) 運転免許取得のための自動車学校通学等は休業日及び放課後とし、授業に支障をきたさないようにすること。その際「運転免許取得届」を校長に提出すること。

2 使用規定

- (1) 運転する場合は道路交通法を遵守し、保護者等の監督、責任の下で行うこと。
- (2) 車両の貸借、友人間の売買、改造等はしないこと。
- (3) 自賠責保険加入の車両を使用すること。
- (4) 家庭での使用のみとし、許可なく通学に使用することは禁止する。

3 自転車使用上の注意

- (1) 道路交通法を遵守すること。
- (2) 学校では定められた駐輪場にきちんと置くこと。
- (3) 出来るだけ防犯登録し、自転車保険に加入すること。
- (4) 自転車通学をする者は「自転車通学届」を提出すること。
- (5) 通学に使用する自転車には、本校指定のステッカーを貼る。

4 交通事故について

事故を起こしたり、事故にあった場合は直ちに担任の先生又は学校に連絡すること。

5 暴走族について

暴走族への加入や暴走行為は絶対に行わないこと。

6 バイク通学について

- (1) バイク通学許可は通学距離が5キロメートル以上かつ交通不便であると学校が認めた場合に許可を与える。
- (2) バイク通学をしようとする生徒は「バイク通学許可願」、「交通安全誓約書」を提出し、保護者等同伴のうえ校長の許可を受けること。
- (3) 学校の指定する講習等に参加すること。
- (4) 通学に使用するバイクは原付一種（排気量 50cc 未満）とし、本校指定のステッカーを貼る。
- (5) 許可を受けた者でも、次項に該当した場合は許可を取り消すことがある。
 - ア 交通事故を起こしたとき。
 - イ 道路交通法に違反したとき。
 - ウ 特別指導を受けたとき。
 - エ その他、使用状況から危険と判断されたとき。